

令和3年（行ウ）第277号

原 告 フロントラインプレス合同会社

被 告 国

第1準備書面

2022年（令和4年）5月11日

○ 東京地方裁判所民事第2部Dc係 御 中

原告訴訟代理人弁護士 清 水 勉

同 弁護士 出 口 かおり



被告準備書面(1)第5に反論する。

第1 情報公開法における行政文書の開示・不開示の枠組みについて

1 原則開示という基本的な枠組みを踏まえるべきこと

○ 被告は、被告準備書面(1)第5、1において「情報公開法における行政文書の開示・不開示の枠組み」について論じるに際し、本来であれば「開示・不開示の枠組み」として最も重要である行政文書の「原則開示」という基本的枠組みについて一切触れていない。

被告も引用する、「情報公開法制の確立に関する意見」の中の、「情報公開法要綱案の考え方」（以下、単に「考え方」という。）には、次のような一節がある（甲19、総務省行政管理局編「詳解情報公開法」456~457頁から引用）。

「民主主義の健全な発展のためには、国政を信託した主権者である国民に対し、政府がその諸活動の状況を具体的に明らかにし、説明する責務（説明責任）を

全うする制度を整備することが必要である。このような制度を整備することによって、国政の遂行状況に対する国民の的確な認識と評価が可能となり、国政に関する国民の責任ある意思形成が促進されることが期待できる。

我が国は、議院内閣制を採用し、内閣が行政権の行使について国会に対して責任を負うものであるが、行政機関が国民に対する関係で説明責任を全うする制度を整備することは、現行憲法の定める統治機構の下において、憲法の基礎である国民主権の理念にのっとった国政の運営を一層実質的なものとすることに資するものである。それとともに、このような制度を通じて、行政運営に関する情報が国民一般に公開されることは、国民一人一人がこれを吟味した上で、適正な意見を形成することを可能とするものであり、国民による行政の監視・参加の充実にも資することになる。行政を取り巻く数々の重要課題とその運営の現状にかんがみるとき、このような制度を整備することの意義はますます大きくなっている。このようにして、公正で国民の意思が反映された行政運営を推進することが、現在及び将来にわたる国民の要望にこたえるところとなるものと考える。」

被告は、この「考え方」の中から、「行政機関の保有する情報の中には、開示することにより、私的な権利利益を害し、又は公共の利益を損なうおそれを生じるものがある。すなわち、個人又は法人等の正当な利益、国の安全や公共の安全、行政事務の適正な遂行等の利益は、開示することにより損なわれてはならないものである。」という部分のみ引用している（被告準備書面(1)15頁）が、このような引用は、「考え方」で示されている結論に触れずに途中の一部の記述のみを引用するもので、法執行機関にあるまじき恣意的かつ不適当な訴訟態度である。

情報公開法が「原則開示の基本枠組み」を定めていることは極めて重要である。原告が冒頭で引用した「考え方」の記述は、そのまま情報公開法1条の目的規定、すなわち、「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示請求する権

利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようになるとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」に反映されている。

被告は、恣意的な「考え方」からの引用に続けて、「行政文書が開示されることによる利益と不開示情報が開示されないことによる利益は、いずれも国民の利益といえるとの前提の下に、それが適切に保護されるよう両者間の調整が図られなければならないと説明されている」と主張する（被告準備書面(1)15頁）。

このような利益調整が必要であること自体は否定しないが、「文書開示の利益」と「不開示情報を開示しないことの利益」を並列させ、両利益が一般的に等価であるかのような主張は、全く首肯できない。両利益が等価と考えられていたのであるとすれば、「原則開示」という考え方は出てくるはずがない。

行政文書を開示する利益と不開示情報を開示しない利益の調整を図らなければならないとしても、上記の目的規定にも示されている開示する利益の重要性に照らして、情報公開法では、不開示情報が記載されている場合を除き行政文書を開示しなければならないという「原則開示の基本的枠組み」が採用されたのである。

この点は、行政文書の開示義務について定めた情報公開法5条の柱書において、「（不開示情報）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」とする条文において具体化されているのであり、5号・6号は5条の開示原則の例外として規定されているものである。

2 不開示事由該当性の主張立証責任は被告が負うこと

このような「原則開示の基本的枠組み」は重要であり、不開示事由の解釈や司法審査のあり方等を検討するにあたっては、この原則に合致した解釈がなされる必要がある。

すなわち、原則開示の観点から、不開示事由該当性についての主張・立証責任

は被告が負うことが判例上、確立している（最高裁平成6年2月8日第三小法廷判決・民集48巻2号255頁等）。

よって、行政文書の開示・不開示の判断に当たっては、①原則開示の趣旨を踏まえた上で、②不開示事由の主張立証責任は被告側が負うものと解するべきである。

第2 情報公開訴訟における審理及び司法審査の在り方

1 不開示事由該当性についての主張立証がないこと

不開示事由該当性の主張立証に際し、被告において、その個別具体的な記載内容そのものを主張・立証できないとしても、被告が不開示事由該当性判断における主張立証責任を負っている以上、主張立証責任を果たすのに必要な限度で具体的に主張・立証を行う必要がある。

したがって、可能な限り具体的な外形的事象、すなわち当該文書の名称や概要のみならず文書全体の頁数の特定、不開示情報が掲載されている箇所の頁数の特定、当該特定された箇所における可能な限り具体的な主張がなされるべきである。

しかるに、被告は、第3回口頭弁論期日に至った時点でさえ、未だに不開示とした文書名さえ明らかにしないものが多数ある。およそ開示原則に則った訴訟態度ではない。被告は、依然として情報公開訴訟における主張・立証責任を著しく怠っているのであるから、裁判所としては直ちに原告の請求を認容すべきである。

2 不特定多数の者に公開される前提との主張について

被告は主として法5条2号イ、3号ないし6号の判断において、「行政機関の長としては、情報公開法が公開を禁じている不開示情報について、それが一般に公開された場合に生じ得る支障につき、あらゆる事態を想定し、あらゆる角度から検討を加えることは当然のことであって、単にそのような支障が生ずる確率が高いことを直接証明する証拠が乏しいなどの理由で、そのような支障が生ずるとの

主張は杞憂にすぎないとか、被告の主觀的危惧にとどまるものであるなどと軽々に断じることは相当でない」とし（被告準備書面(1)18頁）、「当該情報が不特定多数の人、団体に取得され、利用されることを想定」すべきと主張する（同19頁）。

しかし、実施機関としては不特定多数人ではなく一般人を基準に不開示事由を判断すれば国家賠償法上も免責されるのであり、あらゆる抽象的可能性を考慮する必要はない。むしろ国民主権や知る権利の観点から行政文書は原則的に開示されるべきであるから、被告側は仮想的・抽象的支障ではなく具体的支障を主張・立証する責任がある。

被告の引用する最高裁平成6年1月27日第一小法廷判決・民集48巻1号53頁も「一般人が通常入手し得る関連情報と照合」するおそれを指摘しており、仮想的な不特定多数人ではなく、一般人を基準に判断することを明確に指摘している。

3 被告主張は根拠のない決めつけである

(1) 被告は、「情報公開訴訟は、法制度上及び事柄の性質上、その審理において、以下のとおり、通常の取消訴訟と異なる特質がある」（被告準備書面(1)16頁）と主張する。しかし、「一般的抽象的な観点からの審理、判断とならざるを得ない」（同頁）というのは根拠のない決めつけであり、「情報公開法5条各号に該当する不開示情報は、開示が禁止されている情報である」（同頁）との主張についても、同条の文言をそのように読むことはできず、被告が主張する以外にこのような解釈を展開した判例や文献も見当たらない。

(2) 被告が引用する判例の位置付けも誤りである。被告は、大阪府知事の交際費に関する平成6年の最高裁判決（平成6年1月27日第一小法廷判決・民集48巻1号53頁。以下「大阪府知事交際費判決」という。）の判断が、「被告が前述したところと軌を一にするものといえる」と主張し（被告準備書面(1)20

頁)、他に2件の最高裁判決においても同様の手法が用いられていると主張するが、誤りである。

大阪府知事交際費判決について、「認定事実としては僅かに「本件においては、・・・前記のとおりである。」等の事実を認定したのみである」(同19~20頁)と指摘するが、この指摘からして誤っている。

同判決は、理由の一項において、「原審の適法に確定した事実関係の概要は次のとおりである。」として、「1」に事実経過、「2」に文書の性質や内容を詳細に認定している。その上で、二項で原審の判断を紹介し、三項の最高裁の判断部分の中に、被告が引用した事実認定部分がある。

そして、同判決では、歳出額現金出納簿に懇談の相手方と支出金額が逐一記録されていること、債権者請求書等にも懇談会の出席者の氏名が記録されているものがあること、歳出額現金出納簿および支出証明書に相手方や金額等が逐一記録されていることを証拠により認定し、かつ、一般人が通常入手しうる関連情報と照合することにより懇談の相手方が識別され得るもののが含まれていることも当然に予想されるとして事実認定をしている。この事実認定において、通常訴訟と異なる部分は何もない。

また、評価においても、「相手方に不快、不信の感情を抱かせ(る)」、「この種の会合への出席を避けるなどの事態が生ずることも考えられ(る)」、「不満や不快の念を抱くものが出ることが容易に予想される」など、裁判所として、「おそれ」が生じると判断した合理的な根拠を明らかにしている。決して、「具体的な証拠や具体的な事実に基づいてではなく、上記前提事実から経験則に基づき認定、判断するというもの」(被告準備書面(1)21頁)ではない。

以上